

第5号様式（第7条関係）

会議録

<p>会 議 の 名 称</p>	<p>清須市清洲勤労福祉会館（ARCO清洲）指定管理者選定審議会（第1回）</p>
<p>開 催 日 時</p>	<p>平成28年8月23日（火） 午後2時00分～午後3時40分</p>
<p>開 催 場 所</p>	<p>清須市役所本庁舎 2階 小会議室</p>
<p>議 題</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. あいさつ 2. 委嘱状・辞令交付 3. 委員長選任 4. 議題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 指定管理者制度の概要について (2) 清須市清洲勤労福祉会館（ARCO清洲）の概要について (3) 指定管理者選定スケジュールについて (4) 指定管理者候補募集要項（案）及び仕様書（案）について (5) プロポーザル採点表について 5. その他
<p>会 議 資 料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次第 ・ 清須市清洲勤労福祉会館（ARCO清洲）指定管理者選定審議会委員名簿 ・ 指定管理者制度の概要（資料1） ・ 清須市清洲勤労福祉会館概要（資料2） ・ ARCO清洲指定管理者の指定に関する事務スケジュール（案）（資料3） ・ 募集要項及び仕様書検討事項（資料4） ・ 指定管理委託料上限額設定参考資料 ・ 清須市清洲勤労福祉会館（ARCO清洲）指定管理者選定申請要項（案） ・ 清須市清洲勤労福祉会館（ARCO清洲）指定管理業務仕様書（案） ・ 清須市清洲勤労福祉会館（ARCO清洲）設備等保守業務仕様書（案） ・ 清須市清洲勤労福祉会館指定管理者採点表（案）（資料5）

公開・非公開の別 (非公開の場合はその理由)	公開【一部非公開（議題(5)は非公開)】
傍聴人の数 (公開した場合)	1名
出席委員	鈴木委員、片山委員、細谷委員、伊東委員、富田委員
出席委員(市)	永田副市長、齊藤教育長、葛谷企画部長、大橋総務部長、寺井教育部長
欠席委員	岡松委員
事務局	(教育委員会事務局教育部スポーツ課) 前田課長、吉田副主幹、山口主任主査、蒲原主事
<p>会議の経過</p> <p>1. あいさつ 寺井教育部長あいさつ</p> <p>2. 委嘱状の交付 机上にて交付</p> <p>3. 委員長選任 委員より永田委員を委員長に推薦。全委員承認により永田委員が委員長に就任。 永田委員長あいさつ 永田委員長が職務代理者に齊藤委員を指名。</p> <p>《意見の要旨》</p> <p>4. 議題</p> <p>(1) 指定管理者制度の概要について 資料1に基づき、事務局より指定管理者制度の内容・導入のメリット等について説明。 <質疑特になし。></p> <p>(2) 清須市清洲勤労福祉会館（ARCO清洲）の概要について 資料2に基づき、事務局より清須市清洲勤労福祉会館（以下「アルコ清洲」という。）の現況、現在の指定管理の状況及び利用実績等について説明。</p> <p>○委員 現在の指定管理者による委託料は年度ごとに決定しているのか。また、年度ごとに委託料が上がっているのはどのような理由からか。</p> <p>●事務局 指定管理委託料については、当初の協定締結時に5年間の委託料を単年ご</p>	

とに決定している。今回の指定管理委託料が上がっている理由として、平成26年度については消費税の増税及び新川体育館の取り壊しに伴うアルコ清洲の開館時間の延長によるもの、平成27年度については施設使用料の改定に伴うもの、平成28年度については利用券売機の入替にともなうものであります。

○委員

平成27年度においては、施設使用料の改定に伴い委託料が増額となったとのことだが、アルコ清洲の施設使用料は上がっており、施設使用料が指定管理者の収入となるのであれば、委託料は下がるのではないか。

●事務局

アルコ清洲の施設使用料は、すべての使用料が増額となったものではなく、一部減額となった部分もございます。また平成27年度の指定管理委託料を決定するに当たり、使用料変更にともなう利用者数の見込みを合わせて行った結果が67,238千円の委託料となっております。これは、前年度の消費税増税に伴い見直しを行った平成27年度の指定管理委託料額と比較すると、減額となっております。

○委員

光熱水費について、平成26年度と平成27年度を比較すると下がっているがどのような理由からか。また、収支内訳年次表における管理費が上がっているがどのような理由からか。

●事務局

光熱水費につきましては、熱源機器の更新工事を行なった効果と指定管理者の節減運営の結果によるものと判断されます。管理費につきましては、平成27年度にトレーニングジムのリニューアルを行ったため、その経費によるものであります。

○委員長

人件費が増加しているが、この要因は単価が上がったことによるものか、または職員が増えたことによるものか。

●事務局

利用者増、開館時間の延長及び人員強化の目的により、職員を増やしたことによるものです。

○委員

指定管理者の行う自主事業について、市の方ではその詳細や収入状況についての把握はされているか。

●事務局

指定管理者から毎月報告書を提出していただいております、その中で自主事業

の詳細や収入状況についても報告を受けており、把握しております。

○委員

アルコ清洲の運営を行う中で発生する問題点等の把握や対応は市と指定管理者間でどのように行われているのか。

●事務局

毎月指定管理者に提出いただいている報告書を確認する中で、問題点があれば市が指定管理者に対し指導、助言をさせていただいております。また市が毎月指定管理者の評価を行い、運営内容のチェックを行っております。

○委員

先ほども質問があったが、人件費が毎年大きく伸びていることについて、他に要因はないか。

●事務局

アルコ清洲は建設から20年が経過し、設備等が老朽化しております。その設備等の保守点検を行う専門職員を指定管理者が雇用しており、そういった職員の増員も人件費が伸びている要因であると認識しております。

(3) 指定管理者選定スケジュールについて

資料3に基づき、事務局より今後の指定管理者選定までのスケジュールについて説明。

(委員より資料の字句の誤りについて指摘あり、修正を行う。)

○委員長

この議題について、特に意見がないようですので指定管理者の指定にかかるスケジュールについては、資料3の案のとおり進めていくということでしょうか。

<全委員了承。>

(4) 指定管理者候補募集要項(案)及び仕様書(案)について

資料4及び清須市清洲勤労福祉会館(ARCO清洲)指定管理者選定申請要項(案)、清須市清洲勤労福祉会館(ARCO清洲)指定管理業務仕様書(案)、清須市清洲勤労福祉会館(ARCO清洲)設備等保守業務仕様書(案)に基づき事務局より説明。

○委員長

まず、清須市清洲勤労福祉会館(ARCO清洲)指定管理者選定申請要項(案)、清須市清洲勤労福祉会館(ARCO清洲)指定管理業務仕様書(案)、清須市清洲勤労福祉会館(ARCO清洲)設備等保守業務仕様書(案)の内容について質問等ございましたらご発言をお願いします。

(委員より資料の字句の誤りについて指摘あり、修正を行こととする。)

○委員

指定管理業務仕様書(案)の中に指定管理者が行う物品販売のことについて、特に明記されていないが明記しておく必要があるのではないか。

●事務局

指定管理者が行う物品販売について、自主事業の項目内に明記する形で修正させていただきます。

○委員長

他に質問がないようですので、資料4に基づく検討事項についての協議に移ります。

①公募方法について

○委員長

事務局案は、前回と同様にホームページ及び広報による募集ということですが、いかがでしょうか。

<特に声なし>

○委員長

それでは、公募方法はホームページ及び広報による募集ということによろしいでしょうか。

<全委員了承。ホームページ及び広報による募集に決定。>

②協定期間について

○委員長

事務局案としては、5年ということですがいかがでしょうか。

<特に声なし>

○委員長

協定期間については5年ということによろしいでしょうか。

<全委員了承。協定期間については5年に決定。>

○委員長

③の清須市委託料についての前に、④のプロポーザル参加団体について検討したいと思います。

④プロポーザルの参加団体について

○委員長

事務局案としまして、事前の書類審査を行い、上位4団体程度でプロポーザルを実施し、プロポーザルについては、1団体説明25分、質疑25分の合計50分で行いたいとのことですが、それによろしいでしょうか。

<全委員了承。書類審査による上位4団体程度でプロポーザルを実施し、プロポーザルの時間配分については1団体50分(説明25分・質疑2

5分) で決定。>

③清須市委託料について

○委員長

指定管理委託料の上限額の明記について、事務局案としては5年間の協定期間中に消費税率が変更となるため、消費税を含まない額で決定したいとのことですがいかがでしょうか。

<特に声なし>

○委員長

指定管理委託料の上限額については消費税を含まない額とすることによりよいでしょうか。

<全委員了承。協定期間指定管理委託料の上限額については消費税を含まない額とすることによって決定。>

○委員長

次に指定管理委託料の上限額の設定についてですが、事務局案は消費税を含まない額で68,000千円にしたいとのことですが、ご意見ございませんでしょうか。

○委員

使用料金が改定され、上がった分の使用料は市の収入となっているのか、指定管理者の収入となっているのか。

●事務局

指定管理者の収入となっております。

○委員

指定管理者制度の導入については、経費の削減が効果のひとつであるのに対し、指定管理委託料が増加している現状が見られるが。

○委員長

議題2で人件費について質問させていただきましたが、必要と判断される人件費支出の増加に対し、使用料改定に伴う収入増や運営費の節減が追いついていないと考えられるのではないのでしょうか。上限額の設定については、過去の3年間の収支額と同額程度のところで見込んだのが今回の事務局案の金額だと思いますが、事務局いかがでしょうか。

●事務局

そのとおりでありまして、来年度以降の収支を見込んだ中で、過去3年間の収支額と同額程度のところを上限額とさせていただいたのが事務局案であります。

○委員

今回の指定管理者の募集にかかる上限額については、競争原理が働き、自

主事業などで十分に施設を活用した運営がなされるものとするのが望ましいと思います。

○委員長

委託料の上限額ということですので、申請団体は、これを超えない範囲で提案書を提出することになります。委員の皆さんには、金額を含めた提案内容全体を見て判断いただくこととなりますので、上限額につきましては、事務局案であります消費税抜きで68,000千円とすることによろしいでしょうか。

<全委員了承。委託料の上限額については68,000千円（消費税含まず。）に決定。>

○委員長

次の議題「プロポーザル採点表について」は、採点内容を審査していただく内容ですので、非公開で行わせていただきます。

(5) プロポーザル採点表について

資料5に基づき、事務局より説明。

【非公開】

○委員長

本日提出されました議題についてはすべて終了いたしました。ご協力ありがとうございました。それでは、事務局にお返しします。

5. その他

●事務局

次回の選定審議会は、10月12日（水）に本市役所本庁舎3階大会議室で開催いたします。改めて案内通知をさせていただきますので、ご出席をよろしくお願いします。なお、各応募団体からの申請書提出の締め切りは、10月5日（水）5時となっております。申請書類につきましては、各委員さんへ事前に配布させていただきますので、ご確認いただき10月12日の審議会当日ご持参ください。それでは、本日は長時間にわたり慎重にご審議いただきありがとうございました。

<午後3時40分 閉会>

会議の結果	会議の経過に示したとおり
問い合わせ先	教育部 スポーツ課 052-409-1535（新川ふれあい防災センター内）